

愛媛県農業公害対策資金融資要領

昭和49年11月15日

最終改正日：平成29年3月28日

1 総則

この要領は、農業生産又は農産物処理加工に伴って生ずる公害の防止を図るため、農業者及び農業協同組合等が公害防止のための施設又は機械器具の改良・造成又は取得に必要な資金について、愛媛県農業近代化資金融資要綱（以下「要綱」という。）及び愛媛県農業近代化資金融資要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

2 定義

(1) 借入資格者

- ア 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者（以下「農業者」という。）
- イ 農業協同組合
- ウ 農業協同組合連合会
- エ 要綱第2の1の（4）の各号に掲げる団体又は法人

(2) 融資機関

- ア 信用事業を行う農業協同組合
- イ 愛媛県信用農業協同組合連合会
- ウ 愛媛県共済農業協同組合連合会
- エ 農林中央金庫
- オ 銀行

3 融資対象

農業生産又は農産物処理加工に伴って生ずる公害の防止を図るための施設又は機械、器具の改良・造成又は取得に必要な事業費とする。

4 融資条件

(1) 貸付利率

要綱に定めるとおりの利率以内とする。

(2) 償還期限及び据置期間

要綱第5の表に定めるものとする。

(3) 貸付限度額

- ア 農業者にあつては、1,800万円以内とする。
- イ 農業を営む団体又は法人にあつては、2億円以内とする。
- ウ ア及びイに掲げるもの以外のものにあつては、15億円以内とする。

5 融資枠

農業近代化資金の融資枠の範囲内で別に定めるものとする。

6 融資率

事業費の100分の80（青年農業者にあつては、100分の90）以内とする。

7 借入手続

要綱第9及び要綱第7に定める手続による。ただし、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 畜産経営を営む農業者にあつては、「畜産公害防止のための畜産経営改善計画認定要領」（昭和46年8月19日付け畜第508号）に基づく知事の認定を受けた経営改善計画書。
- (2) 農産物処理加工及びふん尿処理施設又は機械、器具の改良・造成又は取得を行うものにあつては、知事の許可書の写し又は届出書の写し。

8 その他

この資金に係る借入申込書及び申請書は、「農業公害対策資金」と朱書しなければならない。